

## **【事案 I - 2】 解約無効請求**

・ 2024 年 5 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、2023 年 12 月 11 日の自転車事故に係る個人賠償責任共済の共済金請求をしたところ、同年 11 月 27 日に被申立人に対し本件共済契約の解約を申し出る電話連絡および契約変更届の提出をしていたことから、被申立人より同年 1 月 1 日付けで個人賠償責任共済契約の解約の効力が生じているとして、共済金の支払を拒否されたことから、これを不服として裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、本件共済契約の解約日を申立人の主張する 2024 年 1 月 1 日に訂正する事を求める。

#### 2. 申立ての理由

(1) 申立人は 2023 年 11 月 27 日に電話で本件共済契約を同年 12 月 1 日付で解約する旨を伝えた際、被申立人から「後日変更届の返送が必要」と言われたほか、書類の到着に 1 週間程度かかると言われたため、同年同日の解約には間に合わないと思い、最短の変更日は 2024 年 1 月 1 日と理解した。

理由は、過去に遡った解除は一般的に出来ないと思ったこと、また約款・事業規約にも「解約は将来に向けて可能」と明記されているからである。

(2) 約款・事業規約に、共済契約の解約は書面による旨の定めがあることを無視すべきではなく、電話で合意が成立したという理由では本件共済契約の解約の効力は発生しない。被申立人も電話だけでは解約が成立しないから本件変更届の提出を要求したと考えられる。

(3) 本件変更届に変更(解約)日は 2023 年 12 月 1 日と予め印刷されていたのは、約款・事業規約違反であり、本件変更届は無効である。

(4) 申立人は、被申立人に対して本件共済契約を解約する旨を伝えた際、重要箇所にマーカーを付けるよう依頼したが、被申立人は変更日が 2023 年 12 月 1 日と印刷されている部分にマーカーを付けなかったため、申立人は変更日の記載に気付かなかった。変更日にマーカーを付さなかったのは、被申立人の過失である。

(5) 2023 年 12 月 1 日付けで本件共済契約が解約となるのであれば、被申立人は申立人が無保険にならないよう注意喚起をすべきだった。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

## 2. 申立ての理由に対する答弁

### (1) 解約の効力発生について

2023年11月27日の申立人からの電話により同年12月1日付けで契約内容変更（個人賠償責任共済の解約）の申し出があり、被申立人がこの申し出を承諾したことによって、約款・事業規約の規定にかかわらず、同年12月1日付けでの解約を有効とする旨の個別の合意が成立したものである。それを受けて申立人より提出された、変更日を同年12月1日とする契約変更届を被申立人が受付したことにより、同日付けで契約変更の効力が発生したものである。

仮に、上記の合意が存在しない場合であっても、約款・事業規約の規定にもとづき、変更日は契約変更届を被申立人が受付した日の翌日である2023年12月9日となるため、いずれにしても、同年12月11日の自転車事故発生時点では、すでに解約の効力が生じており、当該事故を保障することはできない。

### (2) 電話対応について

申立人は、最短の解約日は2024年1月1日と理解したと主張するが、電話において、受電対応者は変更日が2023年12月1日となることを繰り返し告げており、申立人もそのことを明確に認識していたものである。

### (3) 契約変更届の記載について

申立人は、被申立人が変更日を無断で印字したと非難しているが、電話で申立人の意向にもとづき変更日を2023年12月1日とすることが合意されていたことから、変更日欄にその内容を記入したのであり、変更日を無断で印字した事実は無い。

また、申立人から、契約変更届の重要箇所にもーカーをつけて欲しいとの依頼を受けた事実はない。

## <裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 約款・事業規約の定めにかかわらず、2023年11月27日の電話連絡において、申立人と被申立人の間で、本件変更届が事後的に受け付けられた場合に、同年12月1日をもって解約の日とする個別合意が成立したものと認められ、同年12月8日に被申立人が本件変更届を受け付けたことによって、同年12月1日付けでの本件共済契約の解約の効力が生じたものと認められる。
- (2) 申立人は、変更届に変更日が予め印刷されていたのは、約款・事業規約違反で無効と主張するが、共済契約者が自筆で記入すべきと定められているわけではない。
- (3) 申立人は、被申立人が変更日にマーカーを付さなかったのは過失であるとも主張するが、関係証拠によっても、申立人がかかる依頼をした事実は認められない。
- (4) 申立人は、被申立人は申立人が無保険にならないよう注意喚起をすべきだったと主張するが、被申立人は申立人の要望に応じて共済契約の解約に応じたにすぎず、関係証拠によっても被申立人の過失というべき事実は何ら認められない。